

埼玉県地域公共交通運行継続支援金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、燃料費高騰による大きな影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において埼玉県地域公共交通運行継続支援金（以下「本支援金」という。）を交付する。
- 2 本支援金の交付に関しては、支援金の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 乗合バス事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 二 法人タクシー事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、法人をいう。
- 三 個人タクシー事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、個人をいう。

(交付対象)

- 第3条 交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。
- 一 別表1に定める交通事業者
二 令和4年3月31日以降、運行を継続している者
三 事業継続の意思を有する者

(交付額)

- 第4条 本支援金の交付額は、別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第5条 本支援金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、埼玉県地域公共交通運行継続支援金交付申請書（様式第1号）にその他付属資料を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、規則第13条の規定による報告書を兼ねるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

(実績報告)

第6条 本支援金の交付に係る実績報告は、第5条の規定による申請書の提出によりなされたものとみなす。

(交付決定の通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書は埼玉県地域公共交通運行継続支援金交付決定兼交付額確定通知書(様式第2号)のとおりとし、本支援金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

2 知事は、本支援金を交付しないことを決定した場合は、埼玉県地域公共交通運行継続支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(本支援金の支払)

第8条 本支援金の支払は、交付決定及び交付額確定後、口座振替により行う。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則第17条及び第18条で定める補助金等の返還、加算金及び延滞金の規定は前2項の規定により本支援金を取り消した場合について準用する。

(補助事業の経理等)

第10条 支援対象事業者(本支援金の交付を受けるものをいう。)は、支援事業の経理について支援事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 支援対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 支援対象事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、本支援金の交付申請前に確認しなければならず、支援金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関するその他必要な事

項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	対象事業者
路線バス事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
法人タクシー事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
個人タクシー事業者	県内に営業所を置く事業者（※）

※ 令和4年3月31日時点で県内の本社又は営業所に配置する事業用自動車（市町村コミュニティバス専用車両、市町村デマンド交通専用車両は除く。以下「対象車両」という。）が1台以上ある事業者に限る。

別表2（第4条関係）

区 分	交付金額
路線バス事業者	別に定める「補助金計算シート」より算出した金額
法人タクシー事業者	別に定める「補助金計算シート」より算出した金額
個人タクシー事業者	別に定める「補助金計算シート」より算出した金額

※支援金算出方法

補助対象期間中における補助対象車両の保有日数に応じて、下記のとおり算出する。

- ・軽油車…資源エネルギー庁が公表するデータを参考にして、高騰前の平均的な軽油価格と当月の軽油価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数を掛けて算出する。
- ・ガソリン車…資源エネルギー庁が公表するデータを参考にして、高騰前の平均的なガソリン価格と当月のガソリン価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数を掛けて算出する。
- ・LPガス車…一般社団法人日本エネルギー経済研究所の石油情報センターが公表するデータを参考にして、高騰前の平均的なLPガス価格と当月のLPガス価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数をかけた上で、国土交通省が実施するタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業における補助金の支給額分を差し引くことにより算出する。

別紙（第 1 1 条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。